

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 7 年 10 月 8 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）について、令和 7 年 8 月 1 日（金）から同年 8 月 31 日（土）まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	ぎ酸の試料採取方法について、ろ過捕集方法及び固体捕集方法とあるが、こちらの採取方法以外は認められないのか。 例）バブラーによる液体捕集など	技術上の指針別表 1 で定める測定方法は、濃度基準値との比較のために必要な精度が確保できることが確認されたものを記載しています。これ以外の方法を用いる場合は、別表 1 の方法と同等以上の精度を有することを作業環境測定機関等に確認した上で使用する必要があります。